

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例案について

第 1 条例改正の内容

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の345（現行100分の340）に改正するとともに、令和6年12月24日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額を次のとおり改定するものである。

【議員報酬の月額】

議 長	1, 0 3 6, 0 0 0 円（現行	1, 0 2 0, 0 0 0 円）
副議長	9 1 4, 0 0 0 円（現行	9 0 0, 0 0 0 円）
議 員	8 4 3, 0 0 0 円（現行	8 3 0, 0 0 0 円）

第 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

【期末手当の支給割合の改正】 令和6年度の支給分から

【議員報酬の額の改定】 令和7年4月から

それぞれ適用する。

議提議案第一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月二十五日

提出者

倉本 崇弘
 村林 聡
 藤根 正典
 小島 智子
 藤田 宜三
 服部 富男
 中嶋 年規
 三谷 哲央

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する議員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額に、一般職に属する議員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給す</p>	<p>第二条 議員報酬は、次のとおり毎月支給す</p>

<p>る。</p> <p>議長 月額 百三万六千円</p> <p>副議長 月額 九十一万四千円</p> <p>議員 月額 八十四万三千円</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>る。</p> <p>議長 月額 百二万円</p> <p>副議長 月額 九十万円</p> <p>議員 月額 八十三万円</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月の期末手当から適用する。
- 3 (期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、令和六年十二月二十四日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額の改定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和7年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その2)

区 分	件 名	概 要																		
◎予算 (17件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>17 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案24件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	17 件	}	議案24件	条 例 案	1 件	その他議案	6 件	認 定	0 件	報 告	0 件	提 出	0 件	計	24 件		
	予 算	17 件	}	議案24件																
	条 例 案	1 件																		
	その他議案	6 件																		
	認 定	0 件																		
	報 告	0 件																		
	提 出	0 件																		
	計	24 件																		
		【議案第 74 号】令和6年度三重県一般会計補正予算(第8号) (補正額 約26億円)																		
		【議案第 75 号】令和6年度三重県県債管理特別会計補正予算(第2号) (補正額 約72億円)																		
		【議案第 76 号】令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2億円)																		
		【議案第 77 号】令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約▲18億円)																		
	【議案第 78 号】令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約40万円)																			
	【議案第 79 号】令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約▲2,400万円)																			
	【議案第 80 号】令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 3千円)																			
	【議案第 81 号】令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲1,000万円)																			
	【議案第 82 号】令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲6,900万円)																			
	【議案第 83 号】令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約10万円)																			
	【議案第 84 号】令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第3号) (補正額 約3,400万円)																			
	【議案第 85 号】令和6年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲10万円)																			

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【議案第 86 号】令和6年度三重県水道事業会計補正予算(第4号) (補正額 約3億円)</p> <p>【議案第 87 号】令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲5億円)</p> <p>【議案第 88 号】令和6年度三重県病院事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲4億円)</p> <p>【議案第 89 号】令和6年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第5号) (補正額 約▲2億円)</p> <p>【議案第 90 号】令和7年度三重県一般会計補正予算(第1号) (補正額 約1,400万円)</p>	

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (1件) 総務部	【議案第 91 号】 三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案	<p>国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を基金の財源とするため、設置の規定等を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 題名を「三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例」に改める。 (2) 基金の財源に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加する。 (3) 条例の効力を、令和12年3月31日(現行:令和11年3月31日)までに実施された事業の精算が完了した日に延長する。 (4) その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (6件) 防災対策部	【議案第 92 号】 防災関係建設事業に対する 市町等の負担について	令和6年度において県の行う防災関係建設事業は、市町内の 公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するもので あり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該 市町及び消防組合に負担を求めるものである。
農林水産部	【議案第 93 号】 農林水産関係建設事業に対 する市町の負担について	令和6年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町 内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するも のであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、 当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 94 号】 土木関係建設事業に対する 市町の負担について</p>	<p>令和6年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【議案第 95 号】 工事請負契約について	<p>盲学校・聾学校建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市城山一丁目498-2ほか ○ 契約金額 6,215,000,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 津市羽所町375 清水・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社三重営業所 所長 大塚 克史 <p>○ 工事の概要</p> <p>建築工事</p> <p>聾学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,892.59㎡(新築)</p> <p>産業工芸棟 RC造 2階建 延べ面積538.80㎡(新築)</p> <p>食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積731.39㎡(新築)</p> <p>盲学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,356.48㎡(新築)</p> <p>屋内運動場棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積729.82㎡(新築)</p> <p>乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積564.01㎡(新築)</p> <p>管理棟 木造一部RC造、S造 2階建 延べ面積2,622.77㎡(新築)</p> <p>附属棟 木造 平屋建 延べ面積101.92㎡(新築) ほか 上記に係る建築工事一式</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【議案第 96 号】 工事請負契約について	<p>盲学校・聾学校電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市城山一丁目498-2ほか ○ 契約金額 753,940,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 津市桜橋二丁目177番1号 トーエネック・長谷電工特定建設工事 共同企業体 代表者 株式会社トーエネック三重 支店 執行役員三重支店長 松山 孝臣 <p>○ 工事の概要</p> <p>電気設備工事</p> <p>聾学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,892.59㎡(新築)</p> <p>産業工芸棟 RC造 2階建 延べ面積538.80㎡(新築)</p> <p>食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積731.39㎡(新築)</p> <p>盲学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,356.48㎡(新築)</p> <p>屋内運動場棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積729.82㎡(新築)</p> <p>乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積564.01㎡(新築)</p> <p>管理棟 木造一部RC造、S造 2階建 延べ面積2,622.77㎡(新築)</p> <p>附属棟 木造 平屋建 延べ面積101.92㎡(新築) ほか 上記に係る電気設備工事一式</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【議案第 97 号】 工事請負契約について	<p>盲学校・聾学校機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市城山一丁目498-2ほか ○ 契約金額 739,805,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 伊勢市辻久留1丁目11番5号 ノムラ・羽田野・杉山特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社ノムラ 代表取締役 野村 信幸 ○ 工事の概要 機械設備工事 聾学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,892.59㎡(新築) 産業工芸棟 RC造 2階建 延べ面積538.80㎡(新築) 食堂・プレイルーム棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積731.39㎡(新築) 盲学校棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積2,356.48㎡(新築) 屋内運動場棟 木造一部RC造 2階建 延べ面積729.82㎡(新築) 乳幼児棟 木造一部S造 平屋建 延べ面積564.01㎡(新築) 管理棟 木造一部RC造、S造 2階建 延べ面積2,622.77㎡(新築) 付属棟 木造 平屋建 延べ面積101.92㎡(新築) ほか 上記に係る機械設備工事一式

令和 7 年定例会 2 月定例月会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和 7 年 3 月 4 日 (火) 本会議散会後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順
 - (1) 議提議案
 - (2) 知事提出議案

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○		
政策企画部	○		
地域連携・交通部	○		
防災対策部	○		
医療保健部	○		
子ども・福祉部	○		
環境生活部	○		
農林水産部	○		
雇用経済部	○		
観光部	○		
県土整備部	○		
企業庁	○		
病院事業庁	○		
教育委員会	○		
警察本部	○		
部外	○		

※部外 人事委員会事務局、監査委員事務局、出納局、
議会事務局

令和7年定例会2月定例会議 請願（陳情）受理状況一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	1							
継続分								
計	1							

（請願）

（新規分）

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	備 考
教育警 察	請 36	フリースクールに通う子どもの保護者に 対する助成制度拡大について	四日市市西松本町 25-18 サウスヒルズ 111 号 三重こどもの未来をつなぐ会 代表 白村 春佳 ほか7名	龍神 啓介 辻内 裕也 荊原 広樹 吉田 紋華 石垣 智矢 芳野 正英 中瀬 信之 山内 道明 村林 聡 小島 智子 長田 隆尚	

(陳情)

受付番号	件名	提出者	備考
6	三重県立高等学校教職員による不適切発言についての調査について	津市寿町7-50 (みえ労連内) みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史	

2月27日の議事予定

開 議

日程第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

(休憩) 予算決算常任委員会理事会
予算決算常任委員会
議会運営委員会

諸報告 ・付託議案審査報告書の提出について

日程第2 議案第2号から議案第4号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

休会の件
散 会